（前のページより続き）
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一一九）　三〇〇
○統計研修所研修規則の一部を改正する件（**同**一二〇）
○災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（**同**一二一）
○平成二十八年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（**同**一二二）
○平成二十七年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件の一部を改正する件（**同**一二三）　三〇一
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき指定漁港漁場整備事業を指定する件（**同**一二四）
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき直轄事業と一体的に施行される補助事業についての基準を定める件（**同**一二五）
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、総務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件（**同**一二六）　三〇二
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定に基づき、権限又は事務の一部について委任した件（**同**一二七）　三〇三
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（**同**一二八）
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（**同**一二九）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件（**同**一三〇）
○少年院種類表の一部を改正する件（**法務**一六七）
○平成二十九年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（**財務**八五）
○大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（**同**八六）　三〇八
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（**同**八七）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**八）　三一〇
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件（**同**九）　三一一
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（**同**一〇）　三一六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**八）　三一七
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**同**九）　三一七
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**一）　三一八
○公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（**文部科学**五五）　三二〇
○教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（**同**五六）　三二三
○原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する件（**同**五七）
○大型再処理施設放射能影響調査交付規則の一部を改正する告示（**同**五八）
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（**同**五九）　三二四
○学校教育法施行規則第五十六条の四等の規定による特別の教育課程について定める件（**同**六〇）
○沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する件（**同**六一）